

第9期事業年度

事業報告

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、コロナ禍からの経済社会活動の正常化やウクライナ情勢の長期化等によって生じた世界的な物価上昇とそれに対応する各国中央銀行による金融引締め政策により、特に一部新興国市場や中・低所得国では、先進国の利上げによる債務リスクの高まりが懸念される等、不確実性の高い状況が続いています。

次年度の世界経済は、急速な金融市場のタイト化、高水準の債務の影響、地政学リスクの高まりによる分断化の進展等、経済の下振れ要因は多く、新興国市場や中・低所得国の為替変動、資金流出、債務問題の悪化等のリスク要因には引き続き注視していく必要があります。

このように不確実性が高く、国際情勢が複雑化する環境においては、長期にわたる整備、運営段階の需要リスク、現地政府の影響力といった特性のあるインフラ事業に対する民間企業の海外投資意欲の減退も懸念されます。そのような状況下でも、当社としては、潜在的に旺盛な世界のインフラ需要に 대응していくべく、引き続き官民一体となって海外インフラ展開に積極的に取り組んでいく必要があると考えています。

日本政府においては、「新しい資本主義」の実現により、経済を立て直し、新たな成長軌道に乗せていくための、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」（令和4年6月7日閣議決定）が示されました。こうした改革に向けた重点投資分野として、スタートアップ、グリーントランスフォーメーション（GX）及びデジタルトランスフォーメーション（DX）への投資等が挙げられています。また、日本の成長力強化及び経済安全保障の観点から、政府ワンチームで、技術と意欲ある企業の海外ビジネス投資の促進を支援する方針が打ち出されています。

以上のような政府方針や「インフラシステム海外展開戦略2025（令和4年6月追補版）」（令和4年6月3日経協インフラ戦略会議決定）、「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画2022」（令和4年6月20日決定）等を踏まえて、当社は、(1)政策実現への貢献、(2)ニーズへの積極的対応と事業の多角化及び高度化、並びに(3)経営基盤の強化の3つを基本的視点に掲げた第2次中期経営計画（2020-2022年度）に基づき業務を推進してまいりました。

同計画期間最終年度であり業務開始9期目にあたる当期は、9件について事業審査開始の承認、8件について支援決定（うち2件は既往支援決定案件の支援内容等の変更）を行い、6事業からの配当を受領しました。また、3件について投資回収してエグジット（うち2件は一部エグジット）しました。その結果、同計画期間内における日本企業数のべ40社の支援、支援決定累計額2,000億円程度（2022年度末時点）の資産積み上げ等の目標に対し、日本企業数のべ27社の支援、支援決定累計額2,431億円の資産積み上げ等を行いました。設立以降、40件の支援決定事業による、累計実投融資額は約1,789億円となり、のべ75社の日本企業の海外事業参入を促進し、それらを通じてSDGsの目標8（経済成長と雇

用)、目標 9 (インフラ、産業化、イノベーション)、目標 11 (持続可能な都市) 及び目標 17 (実施手段) の達成に向けて取り組んでいます。また、国土交通省の後援のもと、インフラ事業海外展開支援セミナーを全国 5 箇所で開催し、他の政府系機関等とも連携して地方企業や中堅・中小企業による海外展開支援案件の形成に向けて取り組みました。

さらに当社は案件発掘・形成力の強化のために海外でのビジネス開拓活動にも取り組んでいます。国内外の機関・企業と情報交換等を行うとともに、案件発掘、民間企業の参入環境整備、企業マッチング等を行い、日本企業の更なる海外展開の促進を図っています。当期は特に、カナダ ブリティッシュコロンビア州、UAE 国際投資家評議会、北九州市等との協力覚書を締結し、第三国での連携を含めた交通・都市開発プロジェクトに関する連携を強化している他、全日本空輸株式会社及び日本航空株式会社とそれぞれ協力覚書を締結し、持続可能な航空燃料 (SAF) の調達等に係る連携強化に取り組んでいます。こうした取組みを推進するとともに、ポストコロナの投資ニーズを踏まえたビジネス機会への日本企業の参入環境整備に取り組んでまいります。

この他、事業推進部が案件形成からモニタリングまでを一貫して担当して案件を推進し、プロジェクト管理部が事業推進部の行う個別案件のモニタリング結果をレビューするとともにポートフォリオを一元管理し、さらに各部室のリスク管理状況を包括的に把握、必要な提言等を行うリスク管理委員会を設置することにより、多面的なリスク管理の強化を図っています。

上記をはじめとした事業活動の結果、当期の業績は経常損失 11 億円 (前期経常損失は 78 億円) となりました。

(当期支援決定案件*)

案件名	認可日	支援対象事業者	支援内容**
【リベリア】 大型コンテナ船保有 有用船事業	令和 4 年 6 月 27 日	・ SJ WATATSUMI CO., LTD. ・ SJ SUSANOO CO., LTD.	出資：約 42 億円
【インドネシア】 ブカシ自動車認証 試験場整備・保守 事業	令和 4 年 10 月 7 日	PT Indonesia International Automotive Proving Ground	出資：約 14 億円 債務保証：約 54 億円
【インドネシア】 ジャカルタセント ラルパーク都市開 発事業	令和 4 年 10 月 14 日	・ CPM Assets Japan 合同会社 ・ PT CPM ASSETS INDONESIA	出資：約 146 億円
【北米】 航空旅客向け自動 運転移動サービス 事業	令和 4 年 10 月 20 日	・ WJAD 株式会社 ・ Scootaround, Inc. (カナダ法人) ・ Scootaround, Inc. (米国法人)	出資及び融資： 約 23 億円

案件名	認可日	支援対象事業者	支援内容**
【インドネシア】 ジャカルタ都市圏 複合都市開発事業	令和4年12月13日	・ 阪急阪神不動産 ジョイン ID-DCP 合同 会社 ・ Duta Cakra Pesona	出資：約 108 億円

*記載内容は公表前の内容を除きます。

**認可申請当時の為替レートに基づく最大額。

(2) 設備投資の状況

当期は、事業所内における監視カメラシステム等の備品の整備等の設備投資を行いました。

(3) 資金調達の状況

当期は、政府から総額 580 億円の出資を受けました。また、当社初となる政府保証債を総額 50 億円発行しました。

(4) 対処すべき課題

前期は、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大の影響が続き、既存投資案件においては、工事遅延や運営中案件の売上・収入の減少が見受けられた一方、新規投資案件においては、経済・社会活動等の制限措置がとられた影響を受け、許認可取得手続き等にも時間を要し、案件形成に時間を要する傾向にありました。当期は、ワクチン接種の進展、制限措置の段階的緩和に伴う国際的な人の往来再開により、感染拡大の影響は回復の傾向にありますが、各国・地域によって回復状況は斑模様であることから、担当者による現地出張も含めて、ポストコロナの状況の把握の強化に努めています。

また、エネルギー価格等をはじめとした世界的な物価上昇、米国等をはじめとする金融引締めが世界経済に与える影響に留意が必要です。エネルギー価格や資材価格の高騰、金利上昇に伴う利払い負担の増加、債券・株式市場のボラティリティの高まり、新興国等における為替相場の大幅な変動等による当社支援案件のキャッシュフローへの影響についても引き続き注視してまいります。

さらに、ウクライナ情勢等、地政学リスクの高まりも踏まえ、当社支援案件への影響について引き続き情報収集に努め、注視していくと共に、各支援案件における今後の対応について関係者と協議をしております。

こうした環境の中においても、引き続きポストコロナの投資ニーズを踏まえた案件や早期の収益化が見込まれる案件の形成、支援案件の長期収益性を担保するためのモニタリング体制の強化、リスク管理を多面的に行う体制の強化に取り組み、政策的意義及び長期収益性を確保してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第7期 自2年4月1日 至3年3月31日	第8期 自3年4月1日 至4年3月31日	第9期 自4年4月1日 至5年3月31日
経常利益又は 経常損失 (△)	778,461	△7,771,502	△1,088,783
当期純利益又は当 期純損失(△)	666,123	△7,775,302	△1,092,583
1株当たり当期純利益 (円)又は1株当たり当 期純損失(△)(円)	283	△2,431	△303
総 資 産	153,059,177	157,671,781	223,198,526
純 資 産	152,302,844	155,703,363	215,008,629
1株当たり純資産 額(円)	47,640	46,689	47,833

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

(6) 主要な事業内容

当社の主な事業は次のとおりとなっています。

- ① 機構が支援決定を行った対象事業者に対する出資
- ② 機構が支援決定を行った対象事業者に対する基金の拠出
- ③ 機構が支援決定を行った対象事業者に対する資金の貸付け
- ④ 機構が支援決定を行った対象事業者が発行する有価証券及び対象事業者が保有する有価証券の取得
- ⑤ 機構が支援決定を行った対象事業者に対する金銭債権及び対象事業者が保有する金銭債権の取得
- ⑥ 機構が支援決定を行った対象事業者が発行する社債及び資金の借入に係る債務の保証
- ⑦ 機構が支援決定を行った対象事業者のためにする有価証券の募集又は私募
- ⑧ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する技術者その他の専門家の派遣
- ⑨ 対象事業を行い、又は行おうとする事業者に対する助言
- ⑩ 保有する株式、新株予約権、持分又は有価証券の譲渡その他の処分
- ⑪ 債権の管理及び譲渡その他の処分
- ⑫ ①～⑪に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- ⑬ 対象事業を推進するために必要な調査及び情報の提供
- ⑭ ①～⑬に掲げる業務に附帯する業務
- ⑮ ①～⑭の業務のほか、上記の機構の目的を達成するために必要な業務

(7) 主要な営業所

本社： 東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

(8) 従業員の状況（令和5年3月31日現在）

従業員数*	前期末比増減	平均年齢*	平均勤続年数**
59名	94%	46歳	4.3年

*従業員数及び平均年齢は、出向者を含み、派遣社員を除きます。

**平均勤続年数は、出向者及び派遣社員を除きます。

(9) 主要な借入先（令和5年3月31日現在）

該当事項はありません

(10) 会社の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和5年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数 8,000,000株

(2) 発行済株式の総数 4,494,900株

(3) 株主数 18名

(4) 株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
財務大臣	4,376,000	97.35%
三井住友信託銀行株式会社（信託口）	105,400	2.34%
日本高速道路インターナショナル株式会社	3,500	0.08%
一般社団法人 日本港運協会	2,000	0.04%
一般社団法人 日本造船工業会	2,000	0.04%
一般社団法人 日本埋立浚渫協会	2,000	0.04%
一般社団法人 海外エコシティブロジェクト協議会	1,640	0.04%
一般財団法人 港湾空港総合技術センター	1,000	0.02%
一般社団法人 日本船主協会	1,000	0.02%
一般社団法人 国際建設技術協会	200	0.00%
一般社団法人 海外建設協会	20	0.00%
一般社団法人 海外鉄道技術協力協会	20	0.00%
一般社団法人 全国空港事業者協会	20	0.00%
一般社団法人 日本橋梁建設協会	20	0.00%
一般社団法人 日本道路建設業協会	20	0.00%
一般社団法人 日本物流団体連合会	20	0.00%
一般社団法人 日本民営鉄道協会	20	0.00%

一般社団法人 プレストレスト・コンクリート 建設業協会	20	0.00%
--------------------------------	----	-------

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（令和5年3月31日現在）

(1) 取締役、監査役の氏名等

会社における地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	武貞 達彦	
専務取締役	細見 健一	
取締役	北川 均	
取締役	酒巻 弘	一般財団法人日本経済研究所 専務理事
取締役	西田 直樹	綜通株式会社 常勤監査役 内外建設株式会社監査役 綜通アメニティサービス株式会 社監査役
取締役	芳賀 良	東京水道株式会社 社外取締役・監査等委員
取締役	波多野 琢磨	
取締役	土生 英里	静岡大学 地域法実務実践センター教授
監査役	寺浦 康子	エンデバー法律事務所 パートナー弁護士

(注) 1. 取締役のうち、北川均、酒巻弘、西田直樹、芳賀良及び土生英里は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。また、監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。

2. 当社は執行役員制度を導入しており、令和5年3月31日現在の執行役員は次のとおりです。

地位	氏名
常務執行役員	渡部 陽介
執行役員	岡田 秀樹
執行役員	久保 賀弘
執行役員	日野 祥英

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人数	報酬等の額	摘要
取締役	8人	85,630千円	
監査役	1人	4,916千円	
計	9人	90,546千円	

(注) 金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しています。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社の関係

該当事項はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当期における主な活動状況（海外交通・都市開発事業委員会における活動を含む）

区分	氏名	主な活動状況
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員 (委員長)	北川 均	当期開催の取締役会 18 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 17 回全てに出席。エンジニアリング会社での経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員 (委員長代理)	酒巻 弘	当期開催の取締役会 18 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 17 回全てに出席。政府系金融機関でのファイナンス及び投資業務の経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	西田 直樹	同氏の取締役就任後、当期開催の取締役会 14 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 12 回全てに出席。銀行・投資会社等での国内外における投融資業務の経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	芳賀 良	同氏の取締役就任後、当期開催の取締役会 14 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 12 回全てに出席。銀行での国内外におけるファイナンス業務の経験を活かし、社外の立場から発言。
取締役 兼 海外交通・都市開発事業委員	土生 英里	当期開催の取締役会 18 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 17 回全てに出席。国際経営や国際会計・発展途上国支援の分野に関する見識を活かし、社外の立場から発言。
監査役	寺浦 康子	同氏の監査役就任後、当期開催の取締役会 14 回全て、海外交通・都市開発事業委員会 12 回全てに出席。弁護士としての専門見識を活かし、社外の立場から発言。

(注) 当社は株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法に基づき設立された株式会社であり、同法第 17 条により、対象事業支援の対象となる者及び当該対象事業支援の内容の決定並びに株式等又は債権の譲渡その他の処分の決定は、取締役会から海外交通・都市開発事業委員会に委任されたものとみなされています。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結

することができる旨の規定を設けています。当社は、当該定款に基づき、社外取締役及び社外監査役全員との間で、当該役員がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しています。

⑤ その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

⑥ 記載内容についての社外役員の意見

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当期に係る会計監査人の報酬等の額（消費税を含みません。）

区 分	金 額
会計監査人としての報酬等の額	10,090 千円

(4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第 2 条第 1 項の業務以外の業務（非監査業務）である計算書類等（監査報告書を含む）の英訳の業務に対し、対価を支払っています。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則の定めに従い、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正性を確保するために必要な体制について、「内部統制システム基本方針」を制定しています。取締役会は、内部統制システムの整備・運用について不断の見直しを行い、効率的で適法、適正な業務の執行体制を確立しています。「内部統制システム基本方針」の内容は以下のとおりです。

(1) 職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 事業活動のあらゆる段階においてコンプライアンスが最優先されるシステムの構築を図るため、「コンプライアンス規程」を定め、これに基づき会社にコンプライアンスを統括する部署を設置し、会社内における推進体制を整えとともに、その実施状況について定期的に取り締役会及び監査役に報告するものとする。

- ② 役職員へのコンプライアンスの徹底及び円滑な運営を図るため、コンプライアンスの具体的内容を示した「コンプライアンスマニュアル」を定め、研修等により定期的に役職員へのコンプライアンスの徹底を図る。
- ③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、警察等行政機関と連携し、毅然とした対応を執る。
- ④ 内部監査については、「内部監査規程」を定め、これに基づき実効性のある内部監査を実施する。内部監査の実施に当たる職員は、各部室の業務から独立し、社長の命により内部監査業務を実施するものとする。
- ⑤ 財務報告の適正性及び信頼性を確保するため、関連法令を遵守するとともに、「会計規程」を定め、これに基づく適切な会計処理を行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係るリスクの適確な把握及びその管理を図るため、「リスク管理規程」を定め、これに基づき所要の体制整備を行う。平時よりリスクの識別及び分析に努め、重大なリスクが顕在化した場合には社長以下で構成する危機管理本部を速やかに設置し、対応方針の決定及びその実施を行う。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 業務の有効性及び効率性を高める観点から、取締役会は、適時適切な経営管理を行う。また、内部統制を規律するため「組織規程」及び「職務権限規程」を定め、これに基づく分業体制による業務の専門化・合理化を図る。
- ② 適切な対象事業支援を行っていくため、会社に海外交通・都市開発事業委員会を設置し、法令及び「海外交通・都市開発事業委員会運営規程」に基づき適切に運営を行う。
- ③ 対象事業支援に当たり適切な業務執行を規律する観点から、「投資運用指針」を定め、これに基づく業務執行を行う。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報の保存及び管理を適切に行うため、「文書管理規程」を定め、重要な意思決定等に係る文書等の保全に努める。
- ② 情報及び情報システムを脅威から守るために必要な情報セキュリティ確保に取り組むため、「情報管理規程」を定め、情報セキュリティ対策を推進する。

(5) 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 会社は、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法第 1 条に規定する目的及び投資先企業等の企業価値の最大化を図る観点から、投資先企業等に対する株主権

等の行使を適切に行うものとする。

- ② 子会社に対して適切な経営管理を行うため、子会社に対して上記（１）から（４）までに準ずる体制の構築を求めるとともに、子会社の代表者は、子会社における重要な意思決定等について会社へ報告するものとする。

（６）監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 会社及び子会社の役職員は、会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はその恐れのある事項を発見した場合、会社の監査役に対し、当該事項を速やかに報告するものとする。会社の監査役は、その職務遂行に必要な事項について随時会社又は子会社の役職員に対し報告を求めることができ、当該報告を求められた役職員は、これに応えなければならない。会社は、監査役へ報告を行った会社又は子会社の役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- ② 監査役の指揮を受けてその職務を補助するため、会社に「監査担当者」を置くことを「組織規程」に定め、当該担当者は、特に資金、予算及び決算その他これに類する業務からは独立して補助業務を遂行し、監査役の指揮命令に従うものとする。当該担当者の独立性に関わる事項については、監査役の意見を尊重しなければならない。
- ③ 監査役は、業務の状況を把握するため、会社からの事前の通知を受け取締役会その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。また、取締役会決議又は社長決裁を要する文書、行政機関から発せられた重要な文書、会計監査人から発せられた文書その他監査役の指定する文書について、決裁又は受領後回付を受ける。
- ④ 監査役が、その職務の執行について会社に対して会社法第 388 条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

（内部統制システムの運用状況の概要）

上記の「内部統制システム基本方針」に沿った当社の内部統制システムの当期における運用状況の概要は、以下のとおりです。

（１）職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 「内部統制システム基本方針」に記載の項目については、既に基本的な制度等を整備済みであり、引き続き適切な運営を行いました。
- ② コンプライアンス室は、コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス

マニュアルについて必要な改正を実施するとともに、全役職員を対象としたハラスメント防止研修、インサイダー取引防止研修及び贈収賄禁止研修を実施しました。

- ③ 「内部監査規程」に基づき、内部監査計画を作成し、監査役とも連携を図り、第8回目の内部監査を実施しました。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社を取り巻く様々なリスクを想定し、会社全体のリスクを統括して管理する統括リスク管理責任者及び各部室の所管業務のリスクを統括するリスク管理責任者を置くとともに、各部室によるリスク管理の状況を包括的に把握、必要な提言等を行うリスク管理委員会を設置し、リスク管理の体制を強化しました。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 「取締役会規程」に基づき、取締役会が18回開催されました。
- ② 「海外交通・都市開発事業委員会規程」に基づき、海外交通・都市開発事業委員会が17回開催されました。

(4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書管理規程」、「情報管理規程」及び「情報セキュリティ対策基準」に基づき、適切に情報の保存及び管理を実施しました。

(5) 会社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役会へ投資先企業における内部統制等の状況について報告を実施しました。
- ② 投資先企業における株主権の行使等をモニタリングの観点等から適切に実施しました。

(6) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役会及び海外交通・都市開発事業委員会に出席し、経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について意見を述べました。
- ② 監査役は、会計監査人及び監査担当者と適宜会議等を行い、より広範な情報共有を行いました。

以上

第9期事業年度

附属明細書

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

1. 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等である財務大臣から追加での出資金の受入れ（総額 580 億円、1 株あたりの払込金額 5 万円）を行っています。この取引における取引条件（1 株あたりの払込金額）及びその決定方法については、他の株主様と同様の条件により決定しています。当社取締役会としては、社外取締役も含めた取締役の全員一致により、当期における親会社等との間の取引は適正な条件により行われており、当社の利益を害さないものと判断しています。

以上